平成２８年（フ）第２８４５号
大阪府八尾市刑部３丁目84番地の３サニーコートＡ―202号
債務者　西本　祐也
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２８６１号
大阪市此花区伝法６丁目３番１―836号、前住所大阪市此花区春日出北１丁目５番10号
債務者　林　　薫
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第２９０８号
大阪市東住吉区中野１丁目13番５号ヴィラージュ中野403号、前住所堺市堺区熊野町東１丁１番１―502号
債務者　播川　直美
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１４号
大阪府八尾市老原３丁目14番地　イーストガーデン103号
債務者　田中　晃汰
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４１９号
大阪府東大阪市友井５丁目３番８―207号
債務者　杉本　健二
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３４５８号
大阪府八尾市本町６丁目９番10号　グレースハイツ205号
債務者　山本竜浩こと　宋　　竜浩
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５１９号
大阪府豊中市上新田３丁目１番２―107号
債務者　森下　早苗
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４５号
大阪市住之江区安立２丁目５番15号ｍｅｎｅｄａｓ314号
債務者　永野　礼子（旧姓竹下）
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５４９号
大阪市中央区高津２丁目４番21―302号ＭＣ高津レジデンス
債務者　髙木　　俊
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６０号
大阪府豊中市曽根南町１丁目３番13号
債務者　中嶋　和子
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第３５６５号
大阪府茨木市東宮町３番19号
債務者　小林　裕樹
1　決定年月日時　平成28年８月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月14日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第１９２号
函館市東川町24番５号
債務者　小林　隆太
1　決定年月日時　平成28年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
函館地方裁判所

平成２８年（フ）第６９号
山形県天童市大字寺津1451番地１
債務者　漆山　雄二
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第９４号
山形市双葉町１丁目３番15―1005号　ヤマガタミッドランドタワーイースト
債務者　堀　　利美
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１５号
山形県天童市大字干布552番地
債務者　石川優美子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１１８号
山形県東村山郡山辺町大字山辺751番地７
債務者　長澤三栄子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１２３号
山形県天童市久野本４丁目９番10号
債務者　東海林　勇
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月17日まで
山形地方裁判所民事部